

はじめに

1 計画策定の趣旨

現在、我が国では、ライフスタイルや就労環境の変化等を背景として、社会の構造や経済の根幹をゆるがしかねない深刻な少子化問題に直面しています。

また、子育て家庭においては、核家族化の進行や地域社会の関係の希薄化等により、地域や家庭における子育て力が著しく低下していることから、育児の孤立化や負担感の増大が大きな課題となっているほか、本県をはじめとする都市部を中心とした深刻な待機児童問題や児童虐待など、個人や各家庭の努力だけでは解決が難しい様々な課題が生じています。

このような中、平成24年8月に、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、子どもが健やかに成長できる社会を実現するため、子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連3法（※）が制定されました。そして、これにより、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」という新たなしくみが導入されることになり、都道府県には制度の実施主体である市町村を広域的・専門的立場から支援する「県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定することが義務付けられました。

一方、本県では、これまで、次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図っていくために、次世代育成支援対策推進法の地域行動計画である「かながわぐるみ・子ども家庭応援プラン」を平成17年3月に策定し、平成21年度までを前期計画、平成26年度までを後期計画として、それぞれ5年間の取組みを進めてきました。

次世代育成支援対策推進法は平成26年度までの時限立法でしたが、歯止めがかからない深刻な少子化の状況を踏まえ、平成26年4月に法の期限が10年間の延長となり、従来の少子化対策と次世代育成の取組みに「結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援」の視点を加え、少子化対策をさらに積極的に進めることとされました。

そこで、本県では、子ども・子育て支援施策と次世代育成支援施策を総合的かつ計画的に進めていくため、本計画を子ども・子育て支援法に基づく計画（「県子ども・子育て支援事業支援計画」）及び、次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画「かながわぐるみ・子ども家庭応援プラン」を継承するものと位置づけて、より幅広い視点で、県民・事業者・行政が総ぐるみで、子ども達の未来を確かなものにしていくとともに、神奈川の未来を担う次世代の育成に取り組んでいくこととしました。

※ 子ども・子育て支援3法：「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）」

【本計画の根拠となる法の基本理念】

■子ども・子育て支援法

第2条（基本理念）

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。

■次世代育成支援対策推進法

第3条（基本理念）

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ子育てに伴う喜びが実感されるよう配慮して行わなければならない。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法と次世代育成支援対策推進法に基づく2つの計画を一体のものとして策定します。

なお、平成17年度に策定した次世代育成支援対策推進法の本県の地域行動計画「かながわぐるみ・子ども家庭応援プラン（前期計画）」の取組みとして平成19年に制定した「神奈川県子ども・子育て支援推進条例」については、引き続き本計画の推進条例として位置づけられるものです。

また、子ども・青少年施策等において本県が策定している関連計画等との整合を図り、取組みを進めていきます。

◆【子ども・子育て支援法第62条第1項に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」（法定計画）】

- 子ども・子育て支援新制度では、制度の実施主体である市町村が「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定め、計画的に地域の実情に応じた就学前の幼児教育・保育の量の確保と質の向上や地域子ども・子育て支援事業の充実を図っていきますが、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」では、この市町村の取組みを支援する計画を策定します。
- なお、就学前の幼児教育・保育の需給計画について、「市町村子ども・子育て支援事業計画」では、子育て家庭に対するニーズ調査をもとに、地域の実情に応じた就学前の幼児教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策やその時期を記載することとなりますが、県計画では、それらを県設定区域ごとに集計したものを基本として定めます。
- さらに、県計画では、保育士や幼稚園教諭等、子どもの幼児教育・保育等を担う人材の確保・質の向上等を含め、都道府県の広域的・専門的役割を踏まえた取組みについても記載します。

◆【次世代育成支援対策推進法第9条に基づく「都道府県行動計画」（任意計画）】

- 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための都道府県としての計画です。
- 改正後の次世代育成支援対策推進法では、「都道府県行動計画」は任意計画となりましたが、本県では、従来の都道府県行動計画である「かながわぐるみ・子ども家庭応援プラン」を引き継いだ計画として策定します。

◆「神奈川県子ども・子育て支援推進条例」

- 子ども・子育て支援についての基本理念を定め、県、事業者、子ども・子育て支援機関等及び県民の責務を明らかにするとともに、子ども・子育て支援を推進するための基本となる事項を定めています。

◆【関連計画等】

- ・「県総合計画「かながわグランドデザイン」」
- ・「県家庭的養護推進計画」
- ・「県母子家庭等自立促進計画」（本計画と一体的に策定）
- ・「かながわ障害者計画」
- ・「県子どもの貧困対策推進計画」
- ・「かながわ教育ビジョン」
- ・「県犯罪被害者等支援推進計画」
- ・「かながわ青少年育成・支援指針」
- ・「かながわ男女共同参画推進プラン」
- ・「県地域福祉支援計画」
- ・「県住生活基本計画」

3 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

4 計画の対象

本計画は、すべての子どもと子育て家庭、そして、これらを取り巻く県民、事業者、行政等を対象とします。（施策の内容により、対象が異なります。）